

行政財産使用料条例の一部改正について  
 (遊覧船運航事業者から徴収する使用料の変更)

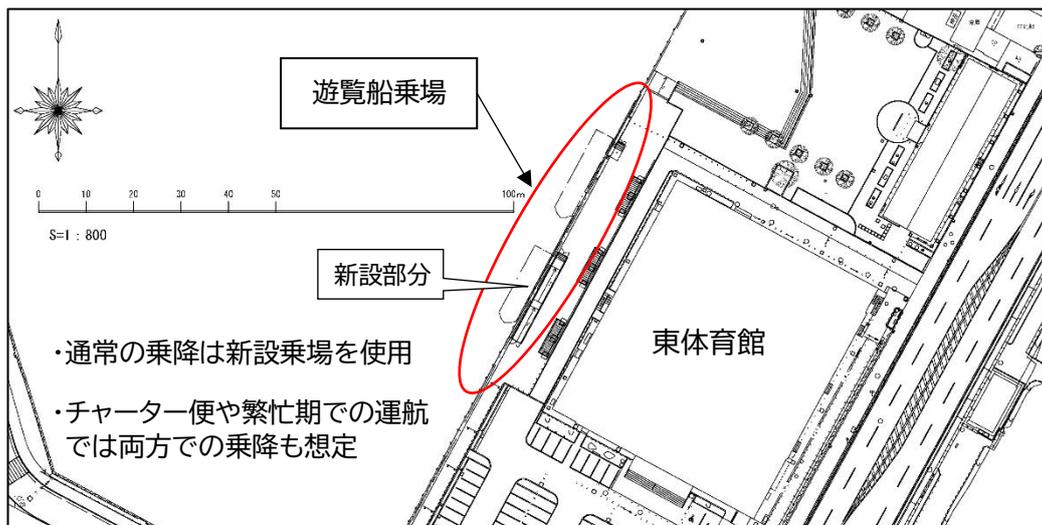
1. 変更点

事項	従来(～令和4年3月31日)	改正後(令和4年4月1日～)
根拠条例	舞鶴市行政財産使用料条例	同左
区分	『その他の土地使用』 <u>固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じて得た額。</u> ただし、これにより難しいと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。	『別表備考 使用料の特例措置』 遊覧船の旅客の乗降の用に供するために護岸及びその周辺の土地を使用する場合の使用料については、この表の定めにかかわらず、 <u>遊覧船の運航1便につき当該遊覧船の総トン数1トン当たり、3.6円とする。</u>
使用料の納付時期	許可の際	運航実績確定後 ※納付期限を別に指定
使用料(年額)	21,200円(運航2社で折半)	57,860円(令和2年度実績の場合)

2. 使用料の考え方

他市等における類似施設の使用料算出方法をもとに設定

3. 位置図



4. 参考(港湾管理者による類似の使用料体系)

- ・ 京都府岸壁・棧橋使用料 : 4.09円/ト×総トン数×日
- ・ 呉市浮棧橋使用料 : 3.30円/ト×総トン数×便数
- ・ 佐世保市けい船棧橋使用料 : 2.14円/ト×総トン数×便数